

職業安定法施行規則第二十条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件（平成十四年労働省告示第二十六号）

改正案	現行
<p>職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十条第二項の規定に基づき、同項の厚生労働大臣の定める額は、就職後一年の期間において七百万円又はこれに相当する額とし、平成十四年二月十六日から適用する。</p>	<p>職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十条第二項の規定に基づき、同項の厚生労働大臣の定める額は、就職後一年の期間において千二百万円又はこれに相当する額とし、平成十四年二月十六日から適用する。</p>